

新型コロナウイルス感染症対策

役場庁舎における新型コロナ感染症対応について

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、5月8日(月)以降の感染対策を次のように変更します。

項目	変更後の対応
来庁者のマスク	着用は個人の判断に委ねることとします。 ※ただし、高齢者など重症化リスクの高い人が三密(密集、密閉、密接)となるときなど、着用をお願いする場合があります。
職員のマスク	着用は個人の判断に委ねることとします。 ※ただし、当面の間、来客対応時にはマスクを着用します。
パーテーション	カウンターから撤去します。
手指消毒液	手指消毒を希望する人のため、主要な入口にのみ設置します。
検温器	職員の健康管理の観点から職員通用口にのみ設置します。

※役場庁舎以外の公共施設においても同様の対応とします。

☎総務課 行政係 ☎582-2111

広報こおり

お知らせ版

令和5年
5月2日

総合政策課発行
☎582-2111 (代)

東京電力福島原発事故の追加賠償に関する不審な電話に注意

東京電力福島原発事故に関する追加賠償について、「被害状況調査」や「手続きの説明」などと称し、面会の約束を取り付けようとする電話が増えています。東京電力では、上記のような内容で電話をかけることはありません。少しでも不審に感じたら、東京電力の福島原子力補償相談センターに相談してください。

☎東京電力福島原子力補償相談室(コールセンター) ☎0120-926-404

☎生活環境課 ☎582-2123

詳細▼



第4弾

こおりプレミアム商品券販売!

申込方法などの詳細は、5月17日配布予定のチラシをご確認ください。

■内容 1セット7,500円分の商品券を5,000円で販売(1人2セットまで)

※応募多数の場合は、抽選販売となります

☎産業振興課 商工振興係 ☎582-2126



各種手続きはオンラインで! ぴったりサービス(電子申請)開始

5月1日より、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用した各種申請が、オンラインでできるようになりました。これまで役場に来庁し、紙などで提出していた各種申請は、マイナンバーカードを使って電子申請することができます。

■利用できる手続き

子育て関係 15 手続き / 介護関係 11 手続き

■申請に必要なもの

スマートフォンもしくはカードリーダー付きのパソコン

詳しい内容、サービスの利用はこちら▼

※サイト内「ぴったりサービス」から福島県桑折町を選択してご利用ください。



☎総合政策課 政策推進係 ☎582-2115

ハザードマップを更新しました

町では、洪水や土砂災害の想定範囲を示すハザードマップを更新し、全世帯に配布します。今回は、産ヶ沢川・佐久間川の浸水想定区域や睦合・半田地区の土砂災害警戒区域を追加しています。地域の災害リスクや避難所などの確認と併せて、日ごろからの非常持出品や備蓄品の準備をお願いします。ハザードマップを見る▶



☎生活環境課 危機管理係 ☎582-2123

自動車の税金は、5月31日までに納めましょう



普通自動車・軽自動車の税金（自動車税種別割・軽自動車税種別割）は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（または使用者）に課税されます。

令和5年度の納税通知書は、**5月上旬から中旬にかけて送付します**。最寄りの金融機関、コンビニエンスストアなどで、**納期限の5月31日頃までに納付**をお願いします。

自動車を譲渡したとき、使用しなくなったとき、または、住所を移転したときなどは、早めに最寄りの運輸局などで手続きを済ませましょう。

軽自動車税の減免制度について

障がいのある人のために使用される軽自動車などで、一定の要件に該当する場合、納税義務者の申請により軽自動車税を減免します。減免の手続きは、納税通知書が手元に届いてから、期限までに減免申請書を提出してください。

■申請期限 **5月22日頃**

■提出先 **税務住民課 課税係**

※期限を過ぎると減免が受けられません。

※減免を受けられるのは、一人につき普通自動車・軽自動車合わせて1台のみです。普通自動車税の減免を受けていた人で軽自動車に乗換えた場合、新たに申請が必要となりますので、税務住民課までご連絡ください。

■問い合わせ

【自動車の登録手続きについて】

東北運輸局 福島運輸支局（福島市吉倉字吉田 54）

☎ 050-5540-2015

【自動車税に関すること】

県北地方振興局県税部 課税第二課

自動車税チーム（福島市杉妻町 2-16 北庁舎 4階）

☎ 521-2702

【軽自動車税に関すること】

税務住民課 課税係 ☎ 582-2114

軽自動車税を口座振替で納める人へ

軽自動車税を口座振替で納付した人には、6月上旬に軽自動車税納税証明書（継続検査用）がついた軽自動車税口座振替領収証書を郵送します。

納期限（5月31日）から納税証明書が郵送されるまでの間に車検を受ける場合は、軽自動車税の引落額を記帳した「通帳」を税務住民課窓口に持参し、軽自動車税納税証明書（継続検査用）の交付を受けてください。金融機関から口座振替納付情報が町へ届くまで日数を要しますので、通帳による納付確認について、ご理解とご協力をお願いします。

なお、車検は自動車検査証の有効期間が満了する1か月前から受けることができます。前年度の納税証明書を使用して納期限の前日までに車検を受けることをお勧めします。

☎ 税務住民課 収納係 ☎ 582-2114

飼い主による適切な管理を

ペットの放し飼いはやめてください

飼い犬を散歩中に、リードを外したり、リードを必要以上に長く伸ばしたりしている飼い主が散見されます。このような飼いは、周囲が不安になるだけでなく、思わぬ事故につながることもあり大変危険です。

ペットを飼っている人、飼っていない人、お互いが気持ちよく生活するため、また、不慮の事故やトラブルからペットを守るためにも、放し飼いや長すぎるリードでの散歩は絶対にしないでください。ペットは、飼い主が適切に管理しましょう。

☎ 生活環境課環境係 ☎ 582-2123

スズメバチに注意

毎年、夏から秋にかけてスズメバチの活動が活発になります。下記の点にご注意ください。

■刺されたときは

次の応急処置をして早急に医療機関を受診してください。

○刺された部分を強くつまみ毒を絞り出しながら、患部を水で洗う。

○患部を冷やし、早急に最寄りの医療機関を受診する。

■巣の除去について

町では、スズメバチの巣を除去できる専門業者を紹介しています。除去を希望する場合は、生活環境課まで連絡してください。なお、費用は有料で、巣ができた場所や大きさなどで料金が異なります。

また、自分で駆除する場合は、スズメバチ等駆除用防護服を貸し出します。

☎ 生活環境課 環境係 ☎ 582-2123



古雑誌をお譲りします

遊学館「よも～よ」で購入した雑誌のうち、古くなったものを無料で譲ります。

■期日 **5月9日** ☎ 10:00～ 無くなり次第終了

■場所 **遊学館よも～よ 事務室入口**

※先着順、1家族3冊まで。

☎ 遊学館「よも～よ」（教育文化課） ☎ 582-5388

令和5年度会計年度任用職員（パートタイム職員）募集

No.	勤務場所	職種	採用人数	資格・条件	勤務時間・給料など
①	醸芳保育所	保育士など	若干名	・保育士、幼・小・養護いずれかの教諭資格を有する者	[雇用期間] 6月1日～令和6年3月31日 [勤務時間] 7:00～19:00のうち4時間（週5日） [給料] 時給1,047円～（有資格者） [社会保険] 雇用保険、労災保険 [職務内容] 入所児（0～2歳児）の保育全般
②	・醸芳幼稚園（預かり保育） ・各地区放課後児童クラブ	支援員	若干名	・健康で児童の保育に意欲のある者または、社会福祉士、保育士、幼・小・中・高いずれかの教諭資格を有する者または、放課後児童支援員認定資格を有する者	[雇用期間] 6月1日～令和6年3月31日 [勤務時間] 13:45～17:45のうち4時間（週5日） [給料] 時給970円～（有資格者1,047円～） [社会保険] 雇用保険、労災保険 [職務内容] 預かり保育（幼稚園児）、放課後児童保育（小学生）の保育全般
③	・各地区放課後児童クラブ ・児童館（土曜日のみ）	パートタイム 代替支援員	5人程度		[勤務時間] 指定する日に勤務可能な場合に依頼する（登録制） 平日 13:30～19:00のうち5時間程度 長期休業期間中（夏休みなど） 7:30～19:00のうち5時間程度 土曜日 7:30～19:00のうち5時間程度 ※勤務時間帯および勤務時間数、場所は変則 [給料] 時給970円～（有資格者1,047円～） [職務内容] 預かり保育（幼稚園児）、放課後児童保育（小学生）の保育全般
④	児童館	支援員	若干名		[勤務時間] 毎週土曜日 15:30～18:30（3時間） [給料] 時給970円～（有資格者1,047円～） [職務内容] 預かり保育（幼稚園児）、放課後児童保育（小学生）の保育全般
⑤				[勤務時間] 毎週土曜日 13:30～17:30（4時間） [給料] 時給970円～（有資格者1,047円～） [職務内容] 預かり保育（幼稚園児）、放課後児童保育（小学生）の保育全般	

■提出書類

(1) 町指定の履歴書

※教育文化課で配布する他、町ホームページからもダウンロードできます▶



(2) 資格を有することを証する書類

（登録証、免許状、保育士証、認定資格研修修了証書などの写し）

■提出期限 **5月12日金** ※郵送の場合も必着

■提出先・問い合わせ

桑折町教育委員会 教育文化課
 こども教育係（役場3階）
 〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7
 ☎582-2403

■試験内容

- ・一次試験 書類審査
 - ・二次試験 口述試験（個別面接）
- ※一次試験の可否および二次試験の日程などについては、本人宛に別途通知します。

■二次試験の可否発表、採用など

- (1) 令和5年5月下旬に本人宛てに通知します。
- (2) 給料は、桑折町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例などに基づき支給します。
- (3) 一定の要件を満たす場合、通勤手当、超過勤務手当、期末手当などを支給します。

■その他 保育業務を参観したい場合は、問い合わせ先へ連絡ください。

不法投棄は犯罪です

法律に反して決められた場所以外にごみを捨てることは、不法投棄に該当します。また、ごみ収集の収集品目にあたらないごみや、家電リサイクル法の対象になっている品物をごみステーションに出すことも不法投棄です。不法投棄をした場合、「5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金」に処せられます。不法投棄は犯罪です。絶対にしないでください。

圃生活環境課 環境係 ☎582-2123

春の全国交通安全運動

期間：5月11日（木）～20日（土）

■運動のスローガン

【自転車に 乗るなら 必ずヘルメット】

交通ルールとマナーを守り、交通事故防止に努めましょう。

圃生活環境課 危機管理係 ☎582-2123